

# 学校生活のきまり

## (1) 登下校

登下校には、次の点に注意して交通ルールを守り、安全に通学しましょう。

### ① 自転車での通学

自転車を使って通学することはできます。下記の自転車通学規定をよく読み「自転車通学届」を学校へ提出してください。その際、レインコートが必要になります。また、事前に通学経路の安全を保護者の方とよく確認しておいてください。通学の際は交通ルールを守り、事故のないように注意してください。

校内には駐輪場がありますので、決められた場所に施錠をして置いてください。

### ② オートバイ及び自動車での通学禁止

本校では、オートバイ及び自動車での通学は認めていません。

また、帰宅後でも学校に来る手段（クラブ活動など帰宅してからの登校や、忘れ物を取りに帰る・戻る、学校付近での待ち合わせ等）として使用することも認めていません。

### ③ ゆとりをもって登校

あわてて登校すると思わぬ事故をまねいてしまいます。加害者にも被害者にもならないように、ゆとりをもって登校するようにしましょう。

### ④ 下校時刻

本校は定時制課程があります。したがって下校時刻はクラブ活動を含め、午後5時までとします。

### ⑤ 登下校途中での交通事故

事故の大小に関係なく、必ず警察に届け出てください。その後、学校にも連絡してください。

## (2) 自転車通学規定

高校生の自転車による交通事故の増加や交通ルールの改正にともない自転車での通学は許可制になっています。

① 自転車で通学する生徒は、「自転車通学届」を提出すること。自転車を変更する場合は、「自転車通学届」を再提出すること。

② 自転車通学許可は、レインコートを持っていることが条件である。そのため、生活指導が通学届提出時、または点検時に確認をする。

③ 自転車は、防犯登録をすること。（見易い位置にステッカーを貼ること。）

④ 指定された駐輪場所に置き、必ず施錠すること。

⑤ 雨天時の運転は、雨具（レインコート）を着用すること。

- ⑥ 雨天時の傘差し運転やその他の交通違反を行った場合は、自転車通学許可を取り消す場合もある。
- ⑦ 交通規則をよく守り、事故を起こさないよう十分注意すること。万一、事故に遭った場合は、警察と学校へ連絡し担任に届け出ること。
- ⑧ 自転車ステッカーは後方から見える位置に張る。（反射板下付近）
- ⑨ 自転車保険に加入すること。（加害者になることもあります。）

以上の内容をよく読み、自転車通学届けを担任に提出し、印をもらい生活指導部まで提出をしてください。

生活指導部では、自転車通学届けを受け取る際に、自転車の点検とレインコートの確認をします。不備等がなければ自転車ステッカーを発行します。  
自転車ステッカーは、3年間使用します。

### (3) 服装等

#### 【男子】

- 冬服（10月～5月）

制服は詰襟の標準学生服と標準学生ズボンとする。上着の左襟に指定の襟章と本校指定のボタンをつける。また、学生服の下には白のワイシャツもしくは白のポロシャツを着用する。

- 夏服（6月～9月）

白のワイシャツもしくは白のポロシャツ、黒の夏用スラックスを着用する。

#### 【女子】

- 冬服（10月～5月）

制服は学校指定の物を着用する。上着の左襟に本校の襟章をつける。学生服の下には白のワイシャツまたは白のポロシャツを着用し、指定のリボン・ネクタイをつける。

また、指定のスラックスもあります。希望者は購入して着用も可能です。

- 夏服（6月～9月）

白のワイシャツまたは白もしくは紺のポロシャツ、夏用スカート、又は指定のスラックスを着用する。

ベストは着用してもよい。リボン・ネクタイは着用しなくてもよい。

- ※ 男子・女子ともポロシャツの小さめのワンポイントは可とする。
- ※ 防寒具（コート・セーター・カーディガン・ベスト）は、黒・茶・紺・ベージュ・グレー・白系の無地を原則とする。高校生にふさわしい実用的なものを着用する。
- ※ 女子生徒は、冬季については、黒のストッキングまたはタイツの着用は可とする。

#### 【その他】

- 校舎内では学年指定の上履きを履くこと。
- 頭髪は清潔で常識的なものとする。  
※安全性を確保するため実習時に前髪が目にかからない長さ。後ろは詰襟に掛からない長さ。
- 染色、脱色、パーマ等は禁止とする。
- ピアス・化粧・指輪・ブレスレット等の装飾品は禁止とする。
- 長期休業中に登校する時も、服装・頭髪はこのしおりの通りとする。

※ 校則に反している場合は、一旦帰宅させ、直してから再び登校させる場合もあります。  
(再登校指導)

#### (4) 学校生活

- ① 身分証明書及び生徒手帳は常時携帯すること。
- ② 所持品には、必ず記名し、金銭および貴重品の管理はしっかりとす。また、学業に関係ないものは、持参しない。万一、なくなっても学校はその責任を負わない。
- ③ 薬物・シンナー・喫煙・飲酒・ギャンブル等法律で禁止している行為は絶対に行わないこと。
- ④ 生徒間での金銭の貸し借り、または催し物などの切符や物品の売買をしてはならない。脅されて買わされたりした場合は、金銭の多少にかかわらず、必ず担任に知らせること。
- ⑤ いかなる場合であっても暴力行為は許さない。直接的な暴力行為の他にも、いやがらせの言動や、金品を要求したり、買物などの使い走りをやらせたりすることも暴力行為の一種である。被害があったら、必ず担任へ届け出ること。
- ⑥ 登校後の外出は禁止とする。したがって弁当を持参するか、食堂でのパン等の軽食の販売を利用する。食事はホームルームまたは食堂で所定の時間にとる。また、歩きながらの飲食は禁止する。